総務建設委員会会議録

開閉日時 平成30年6月19日(火) 午前10時00分~午前10時35分会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 杉浦 康憲、 3番 柳沢 英希、 7番 柴田 耕一、

8番 幸前 信雄、 9番 杉浦 辰夫、13番 北川 広人、

15番 小嶋 克文

オブザーバー 議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2番 神谷 利盛、 4番 浅岡 保夫、 6番 黒川 美克、

11番 神谷 直子、12番 内藤とし子、16番 小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、

総務部長、行政GL、財務GL、

市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、

税務GL、税務G副主幹、

都市政策部長、都市整備GL、都市防災GL、企業支援GL、

上下水道GL、上下水道G主幹、地域産業GL、

会計管理者、監查GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第46号 高浜市税条例等の一部改正について
- (2) 議案第47号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
- (3) 議案第48号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (4) 議案第53号 平成30年度高浜市一般会計補正予算(第1回)
- (5) 陳情第1号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立 を求める意見書の提出を求める陳情
- (6) 陳情第2号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公 契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情
- (7)陳情第3号 すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の 労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書 の提出を求める陳情
- (8) 陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳 情
- (9) 陳情第7号 投票済証の廃止を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は 成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る6月15日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり一般議案3件、補正予算1件、陳情5件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。

次に、本委員会の記録の署名委員の指名についてであります。本件に つきましては、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小嶋克文委員を指名いたします。 それでは、当局のほうから説明を加えることがあればお願いします。 説(総務部) 特にございません。 委員長 これより質疑に入ります。

《質 疑》

- (1) 議案第46号 高浜市税条例等の一部改正について 委員長 質疑を行います。
- 問(15) たばこ税の見直しの件について、今回の加熱式たばこについての区分が創設するとありますけれども、この件について、今回、なぜ、この新たに区分が創設されるのかという点と、それから、現在のこの加熱式たばこには、どのような方法で税がかかっているのかをお願いいたします。
- 答(税務) 御質問のありましたたばこ税の改正につきまして、お答えさせていただきます。今回の改正につきましては、加熱式たばこと紙巻たばことの間に税額の格差が大きいこと。また、加熱式たばこの中におきましても、商品の種類によって税率がばらばらになっていることを勘案しまして、紙巻たばこの増税と合わせてたばこ税の増税をするものでございます。

加熱式たばこにつきましては、従来のたばこと違いまして、直接たばこの葉に火をつけるものではなく、たばこの葉に熱を加えて燃やさずに、代わりにグリセリン類によって蒸気を発生させて吸う、たばこの代替製品でございまして、換算につきましては、たばこ税の紙巻たばこよりかなり低い税率になっておりますので、それで今回、改正するものでございます。

問(15) 結構、今、税率が、税が安いということでありますけれども、 ちょっとこれ、条文のほうにも一応換算のことが書いてありますので、 もう一度この換算の方法ですか、これちょっと、すみませんけれどもお 願いいたします。

答(税務) 加熱式たばこにつきましては、液体の部分、溶液の部分で換算するんですが、紙巻たばこの換算に比べまして、紙巻たばこ1本に対して加熱式たばこの重量1グラムという形であったんですが、溶液部分が、かなり量が少ないものですので、実際の割合でいくと、かなり、紙巻たばこの本数に比べると税率が下がるものですから、今回、それを見直ししまして、加熱式たばこにつきましては溶液の部分の換算の見直しと、あと、価格1本における単価に基づいて課税するという形で、二本立てで加熱式たばこのほうの税金の算定を変更するものでございます。問(15) これ、今こういった換算の方法、5年間かけて税率を変化するということですけれども、その5年間でかなり市においてもこれ税金の割合は変わってきますか、影響額というのは。

答(税務) 今回、加熱式たばこについては、5年間、紙巻たばこにつきましては4年間で3回に分けて、たばこ税の増税をやるんですが、過去のたばこ税の増税のときの税額影響についてでありますと、税額は上がるんですが、その都度大体おおむね販売数量が4%から5%下がる傾向にあります。

また、最近のJTの成人喫煙率でいきますと、喫煙率が年々下がっておりまして、今、平成29年でいきますと男性の喫煙率が28.2%、女性で9%ということで、この3年間でもずっと減っておりますので、税額が上がったから税収が増えるということはちょっと関連性が少なく、この

ままでいきますと良くて横ばい、もしくは下がる傾向になってくると推 測しております。

委員長 ほかに。

問(3) 今回、資本金が1億円を超える法人に対して、新たにeL-TAXでの申告を義務化するということですけれども、高浜市内の法人 で影響のある企業数というのはどのくらいあるんでしょうか。

答(税務) 法人市民税の e L - T A X の申告につきましては、実質32年4月1日からの運用になりますので、29年度の確定申告が提出された決算見込みベースでお答えさせていただきます。

高浜市におきまして、資本金等が1億円を超える法人は105社ございますので、今回の改正で電子申告が義務付けられる会社は105社となります。また、決算見込みにおける全体数が高浜市では937社でございますので、割合に換算しますとおおむね11.2%の会社が対象になるということになります。

問(3) あと、固定資産税の課税標準の特例を定めた、わがまち特例のことなんですけれども、今回、固定資産税の課税標準の最初の3年間ゼロというようなことなんですけれども、今回ゼロにした理由と、あと近隣市の状況を教えてください。

答(市民総合窓口センター) 生産性の実現に向けた中小企業の設備投資の支援につきましては、今回の地方税法の改正におきまして生産性向上特別措置法の施行日から平成33年3月31日までの間に取得いたしました、一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロから2分の1に軽減できるという特例措置の方が講じられております。

そのため、県内自治体の動向を参考にいたしまして、固定資産税の課税標準を最初の3年間についてはゼロとすることといたしました。なお、愛知県内におきましては、全自治体ゼロとしておるという状況でございます。

問(3) ここのところに関しても、次の都市計画税等でバリアフリーだとか入ってくるんですけれども、ここは申告に基づくと書いてありますけれども、今回のこれに関しても申告制というような形の理解でよろ

しいですか。

答(税務) この項目につきましては、償却資産のほうで主なものになりますので、償却資産の場合は、申告書のほうを提出していただいて、該当するものであれば、その税率のほうをゼロとさせていただくものでございます。

問(3) 例えば、その企業さんへの周知とかというのは、どういった 形になっているのでしょうか。

答(税務) 本議会のほうで御可決賜りましたあと、ホームページの税務のところで、税制改正の内容というところで掲示をさせていただき、 PRをしていきたいと考えております。

意(3) 企業さんとかで、僕が聞いたのは1社だけだったんですけれども、設備投資の関係とかではっきり詳しくは聞かなかったんですけれども、高浜市に本来申告すれば、そういった措置が受けられるものがあったけれども、そういったものを全く知らなかったという、ちょっと企業さんもありましたので、そこら辺もまたしっかりと周知をしていただければなと思います。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第46号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第47号 高浜市都市計画税条例の一部改正について 委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第47号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第48号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について 委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第48号の質疑を打ち切ります。

- (4) 議案第53号 平成30年度高浜市一般会計補正予算(第1回) 委員長 質疑を行います。
- 問(8) 補正予算書の22ページ、総務費、防災対策費、防災活動事業ということで補助金が出ていっているんですけれども、これ、正規の予算を決めてから3カ月しかたっていない段階で、どういう打ち合わせをして、予算を決めて、今回、補正という形ですぐにまた出てくるというのは、どういう意味なんですか。
- 答(都市防災) 今回、補正のほうでお願いをしております補助金でございますが、沢渡町の町内会様に対して補助するものでございます。議員もご存じのとおり、町内会の役員様は毎年交代をされます。今年度の役員が決定をしました本年3月に新町内会長様より本年度の町内会の事業を進める中で、9月の総合防災訓練に向けて新たな防災倉庫を設置したいと御相談がございました。これを受けまして、直近でございます今回の補正のほうでお願いをするということでございますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。
- 問(8) 言っていることは分かりますけれども、こちらが言いたいことも理解してほしい。防災の活動というのは点でやっているわけじゃなくて、ずっと積み上げてやってきているわけですよね。急に何かやるという話じゃなくって、防災というのはどういう理念で、どういう形でやっていくという、そういう進め方をしないと、思いつきのようなものが

ぽんぽん出てきちゃって、そのたびに受けるというのは、基本的にはやっぱりおかしいんじゃないかなというふうに思います。

以前、カーブミラーとか、そういう話もしたこともあるけれども、ルールがあってね、その中でやっていかないと、ルールなんてもう形骸化していっちゃうだけなんで、ここでいうと長期の財政計画をつくっているけれども、それが、信頼性がこれでなくなってきちゃうわけですよ。そういう面について、どういうふうにお考えですか。

答(都市防災) 行政として例えば、資機材の備品の整備であったり、 そういったものは計画の目標値を立てまして、計画的に進めております。 しかしながら、今回というのは、おっしゃることは十分理解をしてお るんですが、相手方が企業等ではなくて町内会という市民団体になって おります。先ほど申し上げましたとおり、役員等も交代する中で、当初 予算をつくる時期に御案内をすることは必要かなと考えておりますが、 その都度御相談がありましたら、丁寧な説明もしながら対応をしていき たいというふうに考えておりますので、御理解のほうをお願いしたいと 思います。

委員長 ほかに

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第53号の質疑を打ち切ります。

(5) 陳情第1号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を 求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(8) この陳情については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。全国一律と言っていますけれども、生活水準がその辺違うところで一律にして、何の意味があるのかなというふうに思います。東京で

生活するのと、どこかの山の中で生活するのと全然意味が違っているんで。ちょっとやっぱりその辺のところ、現実的なところを見ていただきたいということで、今回の陳情には反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意(15) 最低賃金を今すぐ時間額1,000円、また、早急に1,500円以上に引き上げることとありますが、特にこの中小企業にとっては人件費が上がり、大変な負担になります。また、雇用の減少につながるおそれもあります。よって、本陳情には反対をします。

委員長 ほかに。

意(7) この陳情第1号には反対の立場で言わさせていただきます。 今、政府において働き方改革で今、協議しております。そういった動向 を注視しながら、こういった単一的な本陳情には反対をさせていただき ます。

委員長 ほかに。

意(3) 市政クラブもこちらの陳情に対しましては反対をさせていただきたいと思います。記述されていることが、今すぐ1,000円だとか早急に1,500円以上まで賃金を上げるというようなことも書いてありますので、逆に企業の倒産のほうも今後考えられるということも出てきてしまうと、なおさら失業者がふえるような状況になっていってしまうと思いますので、こちらに関しましては反対のほうをさせていただきたいと思います。委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第1号についての意見を 終了いたします。

(6) 陳情第2号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契 約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情 委員長 意見を求めます。

意(8) この陳情については、申しわけないですけれども趣旨採択という項目を追加していただきたいと思います。趣旨採択とする理由ですけれども、意見の内容等については、できあがった、業者さんに発注したあとの商品に対する信頼性を上げるためには、下請けの企業さんに対しても適正な労働環境、教育、こういうことは必要だと思います。

ただ、ここの中で国に対して意見書を求めるんじゃなくって、まず地 方の高浜市のほうで実施してくださいというのならわかりますけれども、 どうして地方からやっていかないのかなということで疑問を感じており ますので、趣旨採択ということを提案させていただきます。

委員長 ほかに。

意(7) 陳情第2号には、反対の立場で言わさせていただきます。地 方公共団体というのが、高浜市においても入札制度や法令順守にて適切 な入札が行われていると信じておりますので、信じたいと思いますので、 本陳情には反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(15) この予定価格及び最低制限価格等の事前公表の実施が、労働者や下請け労働者に対する労働条件の低下等を生じるとありますが、公表により不正な入札の抑止力となり得ることや、積算の妥当性の向上、また予算価格を探ろうとする不正の動きを防止する効果もあり、透明性、競争性の確保に資するもので、本陳情には反対します。

委員長 ほかに。

意(3) 高浜市では、工事日数の低下や労働者の雇用条件の悪化などといった、ダンピング受注に対する、対応するために低価格での受注とならないような低入札価格調査制度の導入であったりだとか、また、中間前金払い制度などの各種対策によっての請負者、労働者、下請け労働者の賃金、労働条件を確保できるようにしているということも伺っておりますので、この陳情第2号に関しましては、反対とさせていただきたいと思います。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第2号についての意見を 終了いたします。

(7) 陳情第3号 すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(7) 陳情第3号、これにも反対の意見を述べさせてもらいます。 少子高齢化が進む中、労働力の主力となる生産年齢人口が減少しておる ことから、国全体の生産力の低下や国力の低下は避けられない状況とな っております。労働力が減少しても、国全体の生産を維持するためには、 労働生産性の向上は不可欠だというふうに考えております。今回の働き 方改革法案で、どういった対策が検討、実施されるか注視したく、本陳 情には、反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(8) この陳情には、反対の立場で意見を言わさせていただきます。 1日8時間、週40時間というふうに言っていますけれども、場合によっ ては多少、今回の災害なんか起こると、例外的なことも、不測の事態も 起こるかと思います。そのときにやっぱり、労働者の健康をどうやって 守るかという概念のことは、規則で縛ってしまうとそれを素直に全てや ってしまおうというような話が出てきますので、ある程度の柔軟性は必 要かと思いますので、この陳情には反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意(15) 時間外労働の上限規制強化、また、勤務時間インターバル制度を盛り込んだ働き方改革の法案が、現在、国会で審議されていますので、その動向を見守りたいと思います。よって、本陳情には反対をいた

します。

委員長 ほかに。

意(13) 市政クラブを代表して、陳情第3号に対して反対をさせていただきます。安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方という、この方の言われる基準というのがよくわからないというところと、それから、特に高浜の場合は、中小企業が多いんですけれども、36協定の特別条項の廃止というところも非常に気にかかるところでありまして、企業信用等、非常に時間外で、どうしてもこなさなければならない事項というのは、たくさん出てまいります。そういったときのための限度基準を36協定の中で特別条項ということで入れておるんですけれども、この廃止に対しては特に反対をさせていただきたいと思いますので、陳情第3号について反対とさせていただきます。委員長ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第3号についての意見を 終了いたします。

- (8) 陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情 委員長 意見を求めます。
- 意(8) この陳情には、反対の立場で意見を述べさせていただきます。 基本的にやっぱり地方は、高浜市の場合に、自立して持続できる基礎自 治体ということを言っております。そういうことを考えると、自分のと ころの収入はやっぱり自分で稼いでくる、これが基本スタンスになると 思います。国家のほうに、国の財政状況を見ていても非常に厳しいです。 やっぱり地方から、こういうふうにやればやれるんだということを示す くらいの気概でやっていくべきだと思いますので、そういう意味で、こ の陳情には反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意(15) 政府は、国と自治体の公務公共サービスをアウトソーシングして、民間営利企業の営利追求の対象に提供しようとしています。このようにありますけれども、現在、民間企業へのこのアウトソーシングは広く行われております。多様化、高度化する住民ニーズに対する公共サービスの実施には、民間のノウハウは必ず必要であります。民間に活力をもたらすだけでなく、国、地方の財政の大きな削減にもつながります。よって、本陳情に反対します。

委員長 ほかに。

意(13) 陳情第4号に対しては、反対の立場で意見を言わせていただきます。特にこの陳情項目にあります行革努力を反映する交付税の算定や、トップランナー方式というものに対して廃止することというふうにありますけれども、頑張って経営努力をしている自治体に対してのインセンティブが与えられるということに関しては非常に望ましいことだというふうに思っておりますし、それから歳出抑制等、達成される試算も出ておるというところもあります。

財政運営の見直しというのは、各自治体が当然やっていくべきことでありますから、それに対する評価がしっかりと出るということに関しては、自治体のやる気を引き出す、そういったところにもつながるというふうに考えますので、この陳情に対しては反対とさせていただきます。 委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第4号についての意見を 終了いたします。

(9) 陳情第7号 投票済証の廃止を求める陳情 委員長 意見を求めます。 意(8)この陳情には、反対の立場で意見を述べさせていただきます。 投票済証の廃止ということをうたっておりますけれども、選挙に関して いうと、投票率が下がっている現状がございます。そんな中で、何か別 の方策で投票率をこうやって上げるんだ、政治にもっと関心を持っても らうんだと、そういうことをうたってあるんであればわかりますけれど も、単に意味がないから止めますっていう話のところは理解できません ので、反対させていただきます。

意(9) この陳情第7号の投票済証の廃止を求める陳情に対して、市政クラブを代表し、趣旨採択の立場で発言させていただきます。投票済証は、一定時間を投票に費やしたことを勤務先に証明するケースなどに対応し、資料を調べたものによりますと、昨年の衆議院選挙では、交付実績のある自治体は全国で55.5%に当たる966自治体にのぼり、愛知県にあっては、54自治体全てにおいて投票済証が交付されている状況であります。

また、実態においても、選挙人から会社に提出するために投票済証が 欲しいという求めがあることも現実であり、市民サービスの一環として 投票済証の交付は行われているとも聞きます。

しかしながら、選挙においては公職選挙法や公職選挙法施行令といったさまざまな関連法令に従い公正に執行されるべきものであり、投票済証の交付については法的根拠がなく、各市町村の選挙管理委員会の判断に委ねられている取り扱い、各自治体間でバラつきのある取り組みは、立ち止まって検証をする時期にあるといえます。

今回の陳情にあります投票済証については、まさしく目的や効果があいまいで、長年、独自の判断で慣例的に続けられているものと考えられます。陳情書にあるとおり、期日前投票制度が定着した現在において、就業時間中の選挙権の行使を証明するために職場に投票済証を提出するということもあまり聞かなくなりました。これらに加えて、総務省や全国の自治体の動向を踏まえてみると、投票済証が必要だという確証はなく、かつ、その必要性は低いと考えますので、この陳情には趣旨採択という立場でお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

意(15) この投票済証が就業時間中の選挙権の行使を職場に証明するという理由から、投票済証の交付が行われたという説もあります。いずれにしても現在、住民に定着している投票済証の交付を速やかに廃止するものではないと考えます。しかしながら、平成15年から期日前投票制度が実施されている等のことから、本陳情には趣旨採択といたします。 委員長 ほかに。

意(7) 選挙の啓発活動というのは投票前に行うもので、投票後に交付される投票済証等が、投票率向上の啓発の役割を担うものではありませんと、そうした効果は検証された事例もありませんという表現等の理解ができますので、すぐにではなく、一応、趣旨採択ということでお願いします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第7号についての意見を 終了いたします。

以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

(1) 議案第46号 高浜市税条例等の一部改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第47号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第48号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について 挙手全員により原案可決

(4) 議案第53号 平成30年度高浜市一般会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

委員長 次に、陳情第2号及び陳情第7号について、趣旨採択との御意 見がありましたので、採決に当たり趣旨採択を入れていきたいと思いま すが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、 よろしくお願いします。

(5) 陳情第1号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を 求める意見書の提出を求める陳情

挙手なしにより不採択

(6) 陳情第2号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契 約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

(7)陳情第3号 すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情

挙手なしにより不採択

(8) 陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情 挙手なしにより不採択

(9) 陳情第7号 投票済証の廃止を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

委員長 次に、閉会中の継続調査申出事件について、お諮りいたします。 一つ、市民参加型防犯ネットワークカメラについて。一つ、ゴミ袋の 有料化について。一つ、防犯・ごみ減量対策について。以上、3件を閉 会中の継続調査申出事件として決定いたしたいと思いますが、これに御 異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いた します。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願って、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時35分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長